

確定給付企業年金 中途脱退者 選択書(その1)

作成日	令和	年	月	日
資格喪失日	令和	年	月	日

フタバ産業企業年金基金 御中

資格喪失に伴う「脱退一時金受給にあたってのご案内」の説明を受け、
下記のとおり選択しましたので連絡致します。

記

加入者番号	
(フリガナ)	
氏 名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日
住所	〒
電話番号	

選択区分(選択した内容の右欄に○をつけてください)

(★)当基金より年金を受給	
(1)脱退一時金を速やかに受給	
(2)企業年金連合会へ移換	
(3)再就職先の厚生年金基金へ移換	
(4)再就職先の確定給付企業年金へ移換	
(5)再就職先の確定拠出年金へ移換	
(6)国民年金基金連合会(個人型確定拠出年金)へ移換	
(7)資格を喪失した日から1年を経過するまでの間に選択 (注)1年以内に年金受給権を取得する場合は、[＜特記事項＞(7)を選択 する場合]をご確認ください。	
	-

※1年以内に年金受給権を取得する方につきましては、当基金(当社)よりご案内いたします期限までに、本選択書を提出してください。年金受給権を取得する日までの間に(2)～(6)の移換が行われなかった場合は、当基金(当社)より年金または一時金を受給することとなります。

＜特記事項＞

- ・(★)を選択する場合は、当基金より、**別途必要書類をご自宅へ郵送します。**
- ・(1)を選択する場合は、**別途必要書類をご自宅へ郵送します。**
- ・(2)を選択する場合は、移換に伴い事務費が控除されます。
- ・(3)(4)を選択する場合は、再就職先の企業年金等の規約に脱退一時金相当額の移換ができる旨が定められて必要があります。また再就職先企業年金等から移換申出書を入手し、移換手続きを行ってください。
- ・(5)(6)を選択する場合は、再就職先又は個人型確定拠出年金の受付金融機関から移換申出書を入手し、移換手続きを行ってください。
- ・(7)を選択する場合は、資格を喪失した日から1年経過するまでの間に選択書(その2)を提出してください。
ただし、1年以内に年金受給権を取得する方につきましては、当基金(当社)よりご案内いたします期限までに選択書(その2)を提出してください。

確定給付企業年金 中途脱退者 選択書(その2)

作成日	令和	年	月	日
資格喪失日	令和	年	月	日

フタバ産業企業年金基金 御中

資格喪失時に選択を保留していた脱退一時金相当額の取り扱いにつき、
下記のとおり選択しましたので連絡致します。

記

加入者番号	
(フリガナ)	
氏 名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日
住所	〒
電話番号	

選択区分(選択した内容の右欄に○をつけてください)

(★)当基金より年金を受給	
(1)脱退一時金として受給	
(2)企業年金連合会へ移換	
(3)再就職先の厚生年金基金へ移換	
(4)再就職先の確定給付企業年金へ移換	
(5)再就職先の確定拠出年金へ移換	
(6)国民年金基金連合会(個人型確定拠出年金)へ移換	
	-
	-

※1年以内に年金受給権を取得する方につきましては、当基金(当社)よりご案内いたします期限までに、本選択書を提出してください。年金受給権を取得する日までの間に(2)～(6)の移換が行われなかった場合は、当基金(当社)より年金または一時金を受給することとなります。

<特記事項>

- ・(★)を選択する場合は、当基金より、**別途必要書類をご自宅へ郵送します。**
- ・(1)を選択する場合は、**別途必要書類をご自宅へ郵送します。**
- ・(2)を選択する場合は、移換に伴い事務費が控除されます。
- ・(3)(4)を選択する場合は、再就職先の企業年金等の規約に脱退一時金相当額の移換ができる旨が定められて必要があります。また再就職先企業年金等から移換申出書を入手し、移換手続きを行ってください。
- ・(5)(6)を選択する場合は、再就職先又は個人型確定拠出年金の受付金融機関から移換申出書を入手し、移換手続きを行ってください。